

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改定に伴う 「塩素酸」の追加について

平成 19 年 11 月 14 日に「水質基準に関する省令」の一部が改正され、水質基準項目に「塩素酸」が追加されました。それに伴い、平成 19 年 12 月 28 日に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部も改正され、「塩素酸」が追加されました。施行はともな平成 20 年 4 月 1 日で、飲料水の水質基準が 50 項目から 51 項目に変更されます。

水道水質基準への「塩素酸」追加の経緯

水道水は水道法施行規則により塩素消毒を行い、給水栓における水がある一定量の残留塩素を保持することが義務付けられており、その薬品として二酸化塩素や次亜塩素酸ナトリウムなどが使用されています。

塩素酸は浄水処理の過程で二酸化塩素を使用した場合に、分解生成物として発生するため、従来より水質管理目標設定項目に設定されていましたが、同様に消毒に使用される次亜塩素酸ナトリウムにおいても、長期間貯蔵すると塩素酸濃度の上昇が起こることが明らかとなり(特に高温下での貯蔵はその上昇が顕著となります)、浄水において評価値である 0.6mg/L 以下の 1/10 を超えて検出されていることから、塩素酸を水道水の水質基準項目に追加することになりました。

水道水質基準、水質管理目標設定項目、要検討項目とは？

水道水には、水質基準(水質基準に関する省令で定められた水道水が適合するものでなければならない基準)以外にも、水質管理目標設定項目(水質管理上留意すべき項目)や、要検討項目(毒性評価が定まらない物質や水道水中での検出実態が明らかでない項目)があり、これらの項目については水道水質管理計画に基づき、都道府県が水道事業者を中心として水質監視を行うとともに、最新の科学的知見を集積し、必要に応じてその取り扱いを見直すこととしています。

飲料水の基準値および測定時期

基準値 : 0.6mg/L 以下

測定時期 : 毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回

「塩素酸」と「残留塩素」の違いって？

塩素酸とは、浄水過程で消毒剤として使用される二酸化塩素及び次亜塩素酸ナトリウムなどの分解生成物です。残留塩素とは、衛生確保のために塩素処理を行った結果、水中に残留した有効塩素のことで、有効塩素には遊離残留塩素と結合残留塩素があります。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail : info@falco-life.co.jp URL : http://www.falco-life.co.jp/

